

令和 5 年（2023 年）10 月 24 日
午後 2 時 45 分～午後 3 時 15 分
於：高層棟 4 階 特別会議室
児 童 部 子 育 て 政 策 室
家庭児童相談室
こども発達支援センター
健康医療部 母 子 保 健 課

令和 5 年度 第 3 回政策調整会議 子育て支援センターの設置について

児童部に「子育て支援センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う体制を構築するものです。

1 概要

改正児童福祉法の施行（令和 6 年（2024 年）4 月）に伴い、市町村は、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を維持しつつ組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされました。

本市では同機関を子育て支援センターとして児童部に設置し、母子保健機能と児童福祉機能に子供の発達支援機能も加え、切れ目のない一体的な相談支援体制の構築を図るものです。

2 子育て支援センターの機能

(1) 児童福祉法等に基づく設置要件

- ア 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと
- イ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を配置すること
- ウ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置すること
- エ 改正後の児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項及び母子保健法第 22 に規定する業務を行うこと
- オ 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること

(2) 業務内容

- ア 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- イ 実情把握・情報提供、必要な調査・指導等
- ウ 保健指導、健康診査等

- エ 関係機関等との総合調整
 - オ 支援を要する子供・妊産婦等へのサポートプランの作成
 - カ 地域資源の開拓
 - キ 障がい児支援等の子供の発達支援
- *キについては本市独自の追加業務です。

3 組織体制

健康医療部母子保健課を児童部に移管し、子育て政策室の所掌する障がい児通所支援に関する業務を受けた上で、「すこやか親子室」とし、以下で「子育て支援センター」を構成します。

- (1) すこやか親子室
- (2) 家庭児童相談室
- (3) こども発達支援センター

4 期待する効果、成果など

- (1) 妊娠期から子育て期の多様化・オーダーメイド化する支援ニーズに応じた相談、サービス提供が可能になります。
- (2) 予防的視点を持って地域のリソースや必要なサービスへのつなぎを行い、切れ目のない包括的な支援を構築します。

5 今後のスケジュール

令和6年(2024年) 4月 子育て支援センター設置